

島根県報

平成29年4月14日（金）

第2,894号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

公印の印影等	（総 務 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	4
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	6

【公 告】

平成29年度毒物劇物取扱者試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	6
--------------------	-------------	---

【特定調達公告】

平成29年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施	（道 路 維 持 課）	8
---------------------------	-------------	---

【正 誤】

平成29年3月24日付け島根県報号外第18号中	（総 務 課）	10
-------------------------	---------	----

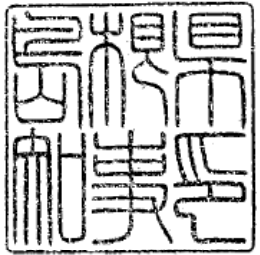
告 示

島根県告示第211号

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）第10条の規定により、知事印の印影等を次のとおり告示する。

平成29年 4月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

印 影	新調、改刻又は廃止の別	用 途	使用開始又は廃止年月日
	改刻		平成29年 4月 1日

島根県告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成29年 4月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社古志薬局	松江市西津田3-6-9	居宅療養管理指導	フリーダム古志薬局古志原店	松江市古志原三丁目5-41	平成28年12月1日
有限会社古志薬	松江市西津田3-6-9	介護予防居宅療養管理指導	フリーダム古志薬局古志原店	松江市古志原三丁目5-41	平成28年12月1日
医療法人エスポアール出雲クリニック	出雲市小山町361-2	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所エスポアール	出雲市小山町362-1	平成29年 2月1日
隠岐広域連合	隠岐郡隠岐の島町都万2016番地	訪問リハビリテーション	隠岐広域連合立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1	平成28年12月9日
隠岐広域連合	隠岐郡隠岐の島町都万2016番地	介護予防訪問リハビリテーション	隠岐広域連合立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1	平成28年12月9日
隠岐広域連合	隠岐郡隠岐の島町都万2016番地	通所リハビリテーション	隠岐広域連合立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1	平成28年12月9日
隠岐広域連合	隠岐郡隠岐の島町都万2016番地	介護予防通所リハビリテーション	隠岐広域連合立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1	平成28年12月9日

島根県告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指

定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成29年 4 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
サンキ・ウェルビィ株式会社	広島県広島市西区商工センター六丁目1番11号	訪問介護	サンキ・ウェルビィ介護センター浜田	浜田市相生町3851番地	浜田市下府町821-7	平成29年3月1日
		介護予防訪問介護				
有限会社福寿	浜田市国分町691番地1	居宅介護支援	ほのぼの居宅介護支援事業所	浜田市国分町691番地1	浜田市国分町1981番地39	平成29年1月1日
有限会社福寿	浜田市国分町691番地1	訪問介護	ほのぼのヘルパーステーション	浜田市国分町691番地1	浜田市国分町1981番地39	平成29年1月1日
		介護予防訪問介護				

島根県告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成29年 4 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社丸田	益田市幸町5番12号	福祉用具貸与	ダスキンヘルスレント島根東ステーション	出雲市長浜町659-39	平成29年3月31日
株式会社丸田	益田市幸町5番12号	介護予防福祉用具貸与	ダスキンヘルスレント島根東ステーション	出雲市長浜町659-39	平成29年3月31日
株式会社丸田	益田市幸町5番12号	特定福祉用具販売	ダスキンヘルスレント島根東ステーション	出雲市長浜町659-39	平成29年3月31日
株式会社丸田	益田市幸町5番12号	介護予防特定福祉用具販売	ダスキンヘルスレント島根東ステーション	出雲市長浜町659-39	平成29年3月31日
社会福祉法人かなぎ福祉会	浜田市金城町七条イ1046番地5	訪問介護	緑ヶ丘ヘルパーステーション	浜田市浅井町122番地2	平成29年3月31日
社会福祉法人かなぎ福祉会	浜田市金城町七条イ1046番地5	介護予防訪問介護	緑ヶ丘ヘルパーステーション	浜田市浅井町122番地2	平成29年3月31日
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日	広島県広島市西区井口明神1-1-10	居宅介護支援	ウェルネス介護センター出雲	出雲市白枝町551-1	平成29年3月31日

本					
株式会社ツル ハグループド ラッグ&ファ ーマシー西日 本	広島県広島市西区井口 明神1-1-10	訪問介護	ウェルネス介護セ ンター出雲	出雲市白枝町551-1	平成29年3月 31日
株式会社ツル ハグループド ラッグ&ファ ーマシー西日 本	広島県広島市西区井口 明神1-1-10	介護予防訪問介護	ウェルネス介護セ ンター出雲	出雲市白枝町551-1	平成29年3月 31日
株式会社松江 テクノサービ ス	松江市宍道町伊志見 493番地1	訪問介護	訪問介護事業所出 雲すずかけの樹	出雲市荒茅町2780番地 28	平成29年3月 30日
株式会社松江 テクノサービ ス	松江市宍道町伊志見 493番地1	介護予防訪問介護	訪問介護事業所出 雲すずかけの樹	出雲市荒茅町2780番地 28	平成29年3月 30日

島根県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年4月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

出雲市斐川土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 遠藤 泰夫 出雲市斐川町福富305番地
- 勝部 宏文 出雲市斐川町上直江264番地
- 三宅 律夫 出雲市斐川町中洲1140番地
- 山根 功一 出雲市斐川町神水1590番地
- 遠藤 善夫 出雲市斐川町併川193番地
- 星野 勉 出雲市斐川町阿宮122番地
- 赤木 紀孝 出雲市斐川町名島538番地
- 川島 幸男 出雲市斐川町直江4600番地
- 勝部 赳 出雲市斐川町原鹿905番地
- 渡部 誠 出雲市斐川町学頭1600番地1
- 伊藤 裕 出雲市斐川町三絡1041番地
- 糸賀 幸男 出雲市斐川町上庄原1550番地
- 須山 恭治 出雲市斐川町沖洲1580番地
- 錦織 一男 出雲市斐川町黒目1560番地
- 佐藤 好幸 出雲市斐川町三分市3191番地

曾田 良廣 出雲市斐川町坂田2671番地

曾田 良明 出雲市島村町591番地

錦織 稔 出雲市斐川町福富611番地

監事

新宮 卓 出雲市斐川町莊原3230番地

上野 義雄 出雲市斐川町直江610番地

伊藤 徳悦 出雲市斐川町坂田957番地

2 就任年月日

平成28年12月 4 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

勝部 勝明 出雲市斐川町坂田156番地

山根 功一 出雲市斐川町神氷1590番地

遠藤 善夫 出雲市斐川町併川193番地

星野 勉 出雲市斐川町阿宮122番地

勝部 宏文 出雲市斐川町上直江264番地

赤木 紀孝 出雲市斐川町名島538番地

川島 幸男 出雲市斐川町直江4600番地

遠藤 泰夫 出雲市斐川町福富305番地

三代 昇 出雲市斐川町今在家881番地

渡部 誠 出雲市斐川町学頭1600番地 1

富田 進 出雲市斐川町莊原1100番地 3

白根 幹雄 出雲市斐川町神庭651番地

足立 成久 出雲市斐川町沖洲476番地

三宅 律夫 出雲市斐川町中洲1140番地

錦織 一男 出雲市斐川町黒目1560番地

倉橋 時男 出雲市斐川町三分市2928番地

曾田 良廣 出雲市斐川町坂田2671番地

曾田 良明 出雲市島村町591番地

監事

杉原 定 出雲市斐川町富村378番地

勝部 赳 出雲市斐川町原鹿905番地

新宮 進 出雲市斐川町三分市1083番地

島根県告示第216号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年 4 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市鹿島町上講武字七田家ノ奥2073、字七田3025-1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第217号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年 4 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称 向横田

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次に結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
益田市向横田町イ1910番3	1号から14号まで

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成29年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

平成29年 4 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成29年 8 月 10 日（木）午前 9 時 30 分から午後 0 時 20 分まで

2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎 講堂（2階）

大田会場 大田市長久町長久ハ7番地1 県央保健所 集団指導室（2階）

浜田会場 浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎 大会議室（2階）

3 試験の種類

(1) 一般毒物劇物取扱者試験

(2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法（記述式による。）

5 受験願書の請求先

(1) 最寄りの保健所に請求すること。

(2) 県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「毒劇願書請求」と朱書し、82円に相当する額の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。

(3) (1)又は(2)による場合のほか、島根県ホームページから印刷することによっても入手することができる。

6 受験願書の受付期間

平成29年5月8日（月）から同月26日（金）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留によること。5月26日までの日付の消印があるものを有効とする。

7 受験願書の提出先

最寄りの保健所に提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

8 提出書類

(1) 受験願書（毒物及び劇物取締法施行細則（昭和51年島根県規則第51号）第12号様式によること。）1通

(2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載した受験票（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第2号様式によること。）1通

9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本に貼り納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができる。この場合、証書の受取人欄には、記載しないこと。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

10 合格者の発表

平成29年9月15日（金）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

11 その他

(1) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。

(2) 障がいのある者等で受験時の支援を希望する場合は、相談に応ずるので、受験願書提出時に申し出ること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年 4 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項**(1) 件名、数量及び配車先**

- ア 除雪トラック（7 t級、4×4）、1台、益田県土整備事務所
 - イ ローター除雪車（2.6m級）、1台、県央県土整備事務所
 - ウ 除雪ドーザ（11 t級、サイドアングリングブラウ）、1台、県央県土整備事務所
 - エ 凍結防止剤散布車（乾式2.5m³級、4×4）、2台、松江県土整備事務所広瀬土木事業所
 - オ 凍結防止剤散布装置（1.5m³）、1台、出雲県土整備事務所
- アからオまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

- ア (1)のアについては、平成30年1月31日（水）
- イ (1)のイからエまでについては、平成29年12月25日（月）
- ウ (1)のオについては、平成29年11月30日（木）

(4) 納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長又は事業所長が指定する場所

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定に基づき、営業種目が大分類「4機械器具類」中分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」中分類「(1)車両類」の入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成29年4月28日（金）午後4時までに、島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）宛てに入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成29年5月9日（火）午前9時から同月10日（水）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

平成29年5月10日（水）午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年5月11日（木）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成29年4月28日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成29年4月28日（金）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

ア 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

イ 島根県ホームページ上

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

平成29年5月10日（水）正午までに島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- a Snow removing truck 7 ton class : 1
- b Rotary snowplow in the 2.6m class : 1
- c Tractor with snowplow 11ton class : 1
- d Antifreeze spraying vehicle 2.5m³ class : 2
- e Antifreeze spraying apparatus 1.5m³ class : 1

(2) Bid tendering date and time : 9 : 00a.m. , May 9 , 2017 ~ 4 : 00p.m. , May10 , 2017

(3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division , 8 Tono-machi , Matsue-shi , SHIMANE , JAPAN
690-8501 (Phone : 0852-22-6046)

正 誤

平成29年3月24日（島根県報号外第18号）公布島根県条例第9号島根県県税条例等の一部を改正する条例附則第4項中「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第 号）」は、平成29年3月31日地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の公布により「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）」となった。